

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

- 目次
- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
 - ◇告示 道路の位置の指定

規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の一の(II)を次のように改める。
II) 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年二月二十五日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名

岩美郡岩美町大字岩本
一六八番地
大西 智慧子

道路の位置の指定場所

鳥取市田島字土手ノ内
字中土手
一六六番一の二部
一六六番二の二部
一六六番三の二部
一七六番一の二部
一七六番二の二部
一七六番三の二部
一七六番四の二部

道路の幅員及び延長

幅員 四・五メートル
四メートル
延長 一五八・五メートル

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

価格 一部月極二五〇円(送料共)